

## 職業分類改定研究会（第7回） 議事概要

1 日 時 令和6年11月8日(金)13:30~16:30

2 場 所 総務省第二庁舎7階中会議室（web開催併用）

3 出席者

（学識経験者）川崎座長、太田構成員、小松構成員、萩原構成員、藤原構成員、會田研究協力者

（関係府省等）総務省統計局、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、独立行政法人統計センター

（事務局）総務省政策統括官（統計制度担当）

4 議 題

- （1）日本標準職業分類の目的等の整理
- （2）職業分類の課題に対する見直し方針
- （3）その他

5 概 要

（1）日本標準職業分類の目的等の整理

事務局から、資料1に基づいて日本標準職業分類の目的等の整理に向けた説明を行い、意見交換が行われた。構成員等の主な発言等は、以下のとおりである。

【「第1項 用語の意義」の見直しについて】

● 「課業」を加えることについて

- 分類に迷ったときは、一般原則に帰るといったことを基礎にしており、一般原則の一言一句を見て分類していることをご認識いただきたい。厚生労働省で使用している用語とすれば、用語の意味の混濁が起きないか、また厚生労働省の使い方がメインで日本標準職業分類がサブというような混乱が起らないかなど、若干心配である。
- 厚生労働省編職業分類では「職位」と併せて「課業」を使っているが、今回の案には「職位」の定義はない。そうした違いが、混乱を起ささないか検討したい。また、確認したところ法令で「課業」を用いているものはなかった。  
一方で、職能という言葉についても誤解を招くのではないかという御意見を頂いているので、そこも含めて検討して参りたい。
- 「課業」について、「ひとまとまりの業務をいう」とあるが、これがわかりにくい。ひとまとまりということは、ここからさらに分解されていくのか、それとも最小単位なのか。

- 「個々」と「ひとまとまり」というのが矛盾しており、御指摘のとおりうまく表現できていないのかなと思う。「課業」は最小単位と考えていたが、最小単位の作業を統合したもので「職務」にまでは至っていないものも「課業」になり得ると考えられ、表現振りを考えさせてもらいたい。
- 今回の変更で「duty」の概念が除かれた。厚生労働省編職業分類でも「職位」という考え方をしている。これを除くことをどう考えているのか。
- I S C O-08 では「task」と「duty」が定義の中に出てくるが、本編では「task」と「duty」を使い分けている記載は出てこないことから「task」と「duty」を統合することの弊害は、それほど大きくないと今のところ考えている。
- 「仕事」を「職務」に改めることについて
  - 「仕事」から「職務」に改めるのは良いと思うが、普段用いている「仕事」について説明をどこかで補足するのか。「仕事」は用いないという理解で良いか。
  - 現時点では「仕事」を用いない形で整理したいと考えている。仮に「仕事」でないと説明できなければ、注記を設けるなど誤解を与えない措置をしたい。「仕事」は幅広く用いられており、他の言葉で代用できるので、そちらの言葉で誤解を生まない整理をしたい。
  - 「仕事」を本当になくしてしまっても良いのかという迷いがある。一般原則は、分類を使う人のための文章なのだから、誰が読んでも意味が分かるように、「仕事」を用いていない説明なども併せて記載しても良いのではないかと思う。
  - 定義の記載の最後に注記を設けるか、「仕事」を使わない理由を記載するなど、一般の人に「仕事」がないことを不思議に思わせない措置は必要になるのではないかと思った。
  - 「仕事」をこれまで曖昧に使っていたが、それを無くしてしまうことで、一般の人が分かりづらくなってしまいう危険があるので、説明文をつけるのは良いと思う。
  - 厚生労働省編職業分類を確認したところ、一般原則では、「職務」を用いているが、その前書きや職業の説明では「仕事」を用いている。それも踏まえて検討してもらえればと思う。
  - 利用者目線で考えると、「仕事」という言葉が一般的に使われやすいので、無くしてしまうことはリスクがある。  
 現行の「仕事」は、いろんな場所で使われているが、定義と違う意味ではないかと思われるケースがあった。今回の案では、「課業」が task、「職務」が job、「職

業」が occupation を指していると思われるので、国際比較もやりやすくなり、具体的に整理されたのは良かった。

- 「仕事」という言葉が消えることについて懸念する意見が出された。日常語とかけ離れた状態になるのは良くないと思う。「職務」という言葉に代えていくのであれば、注記で「職務」とはこういうものだと橋渡しするような説明をするのが良いと思う。
- 分類の検討に当たっては、「課業」、「職務」、「職業」のスケール感の違いを使い分けたいと考えている。ここで「仕事」を持ち出すと、全てが置き換えることが可能であり分かりにくさにつながると懸念している。
- 一般社会に発信する際に「仕事」を用いなくても良いのかという意見は重要な指摘だと思うので、職業分類の役割に関する記載について御了承頂ければ、そこで一般の理解を得られるような記載をすることで対応したい。

● 「報酬」の記載を削ることについて

- 従来の考え方からするとかなりドラスティックな変更になる。例えば従来の統計では、賃金・報酬を受け取っていなければ就業者とは言えなかった。このやり方を踏襲すれば、無業者だが職業を有していることになる。こうなると、デイトレーダーを始め、ボランティア以外にもこれまで職業と認められなかった人たちを認めることになるのではないか。
- 「報酬」が落ちることによって無給者が職業を有していることになる影響についてだが、資料1-2(5)に記載のとおり、「報酬を得ている職業のみを調査することを妨げるものではない。」としているので、無給者に無限に広がっていくことはないと考えている。ただ、対象者が無限に増えてしまうのではという懸念はあると思うので、新設を予定している「職業分類の役割」の中で、通常報酬をもらえるものを職業分類の対象とするといった記載をして、範囲を明確にしたいと考えている。

今回の改正案資料1-2(3)の中で、「経済単位のために」と記載したが、経済活動を行っている組織ために行うことには報酬が発生しうることを念頭に、基本的には報酬を得ている職務に限定できるのではと考えている。
- デイトレーダーについて議論になったが、今の考え方だと報酬には該当しないと

判断すると思われるが、それで生計を立てている人がいるのであれば自営業として入れた方が良いと思う。

- これまで報酬を伴うものを職業とみなしてきたこともあり、「報酬」の考え方がどうなるかについては、非常に重要だと思っている。そもそも無報酬の中で何を職業に加えたいのか。加わるものが極少量であるならば、原則としては報酬を得るものとしてもらった方がありがたい。「報酬」を削ってしまうと、必ずしも従う必要は無いという留保はあるが、なぜ従わないのかを説明せねばならない立場ではあるので、現実にあった方法を採用してもらいたい。また、1つの経済単位という考え方について、定義を明確に設定してもらいたい。「報酬」については、我々としては是非残してもらいたい。
- 「報酬」を削ることについて反対意見が多く出された。そこで一般原則は職業分類をどのように設定するのか、どのように分類を適用していくのか、2つを説明する文章だが、これを分けた方が良い。「報酬」は設定原則の方に記載し、ボランティアの問題は、適用原則に入れた方が良いのではないか。どうしても「報酬」を削るのであれば、職業は何らかの経済性のある仕事であることを明示しなければならないのではないか。
- 「報酬」の代わりに「1つの経済単位のために」と設定したことについて補足だが、日本標準産業分類では、「家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない」とある。職業と産業のクロス統計を作成している加工統計などもあるので、日本標準職業分類でもこれに合わせたいという発想がある。御指摘は真摯に受け止めるがこれに従うと、デイトレーダーを職業とするのは産業の捉え方とずれていってしまう。
- どこまでが経済活動であるかを考えるのは難しいが、業として何をしているのかを設定するのが職業分類であって、適用するかどうかは個々の統計が考えれば良いのではないか。趣味で作っていたものが結果的にビジネスになったというケースはいろいろあって、その境界線がどこにあるのか。業として存在するが、職業人の統計として捉えるかというのは別だと分けて考えることも必要ではないかと思う。
- 「職能」を加えることについて
  - 「職能」という言葉について、人ではなく仕事に付いてくるものという印象が強い。ISCO-08のスキルレベルとは違うものだと思うので、職業分野で使うときには、使い方を考えなければいけない。一方でこれを除くということは、日本では

スキルレベルの考え方を導入しないということになるのかと思うので、その点も考慮しなければならない。

- 「職能」をどこで使うのかについては、次回以降に議論頂く予定の類似性基準で、スキルに相当する概念として使うことを想定している。そこで不要という結論になれば、一般原則から削除することもあり得る。
- スキルレベルをどうするかについては、これからの研究会で議論すべき内容だと考えている。これまでの議論を踏まえると、0か100かではなく、どの程度どういった形で導入するのかを考えなければいけないと思う。
- 「職能」について、分類原則の中で定義せねばならないほど多用するのか、個人的にはそこまでではないように思う。

#### 【「第2項前段 職業分類の適用原則」の見直しについて】

- 資料1-2の3ページ(3)に個人事業主について言及があるが、どういう趣旨か。
- 個人事業主の場合には、企業から個別に依頼を受けて仕事を行っているケースが多い。この際、それぞれの企業に雇われているとしてしまうと同じことをしているのに仕事が複数あることになってしまう。受けている仕事の中で一番割合が多いものを適用するためには自らに雇用されると考えるのが適切と考えて案を出した。
- 第2項は多岐なものが1つの項目に入っており、あまり良い状態とは言えない。タイトルが「職業分類の適用原則及び分類項目の設定原則」とあり、「職業分類の適用原則」は職業分類を誰にどのように適用するのか、「分類項目の設定原則」はどのように分類を決めるのかを定めたものであり、全く違う話である。後段は第1項で規定する、あるいは独立させて1つの項を設けるといったことをすべきでないか。その上で、分類を実際の人に適用するときどうするのか分けて書いた方がよいのではないか。
- ご指摘のとおり、現行の第2項は適用の単位の考えと分類項目の設定の考えという異なる性質の内容が含まれていることから分割することを前提に改定案を考えている。しかしながら、資料1-2の3ページ(3)の記載は分類の適用の話に踏み込んだものとなっており、ここで説明する内容ではなかったと考える。
- 適用原則では、副業を含む、1人の人が複数の仕事を行うケースをどう扱ってい

くかをはっきりしなければいけない。分類設定の考えでは1人の人が複数の事業主に雇われている場合には、仕事ごとに職業があると考え。個人事業主の場合には、例えば農家が6次産業化で農業、加工食品製造、サービスを行っている場合には3つの職業に分けることになる。これを統計として1つを選ぶ時、どれを選ぶのかを決めるのが適用の原則となる。これを分ける議論をしていきたい。

- 1人の人が複数の職業を行っている場合というのは、第4項 職業の決定方法に規定するものであるが、本日の研究会でお示した一般原則改正案には含まれていないため、今後の見直し案に向けて、棲み分けの点も考慮して進めたい。

### 【「第3項 職業分類の分類表の構成及び分類符号の表記」の見直しについて】

- 第3項について、「国際比較の観点から設けられている大分類A及び大分類B」という記載の趣旨が分かりづらい。日本では基本的にスキルレベルの考え方を導入しておらず、基本的には全体的に国際比較はできないというところもあるので、AとBとC以降とあえて書く趣旨というのを伺いたい。
- 大分類A及び大分類Bに分類される職業は、C以降に分類される職業と横串の関係にあり、利用者がわかりやすくするための説明であるが、スキルレベルを全面的に適用していない日本標準職業分類で「国際比較の観点」という言葉は分かりづらかったのかと思う。御指摘を踏まえ記載振りを考えたい。
- 第3項分類表の中から中分類・小分類の数を削除する案には反対である。一般原則は分類を使う人のためにあるものであり、各大分類の中にいくつの中分類・小分類が一覧で示されているほうが利用者には分かりやすい。産業分類とは異なる対応になったとしても、基本原則は使いやすい文章にするということを目指していきたい。

### (2) 職業分類の課題に対する見直し方針

事務局から、資料2に基づいて職業分類の課題に対する見直し方針に向けた説明を行い、意見交換が行われた。構成員等の主な発言等は、以下のとおりである。

### 【課題 No. 14 中分類 04「その他の管理的職業従事者」の見直し】

- 小分類 049「その他の管理的職業従事者」に、内容例示はあった方がよい。例えば小さな工務店の経営者、受注もしつつ現場に立つような人が、大工になるのか非常に迷ったことがある。そういう人たちをうまく正しい項目に誘導できれば良いと思う。

### 【課題 No. 15 大分類A「管理的職業従事者」における説明の見直し】

- 課題 15 について、プレイングマネージャーの話が出ていたが、管理的な仕事をしてきたとしても、現場の仕事をしていけばそちらに引っ張られるような決定方法を採用しているのか。
- 統計調査の回答で「店長」とあった場合に、「プレイング」と「マネージャー」どちらが優先されるのか分からないというのが現状。最初の判断基準としては、就業時間の長さではあるが、回答から判断できない場合には、第4項(2)(イ)aにおいて、「財・サービスの生産に直接関わる職業を優先する」とあり、自ずと大分類Eに分類されることとなる。
- 複数の職を有している場合における、「より重要な職務」での考え方については、海外の例なども参考に検討していただければと思う。

### 【課題 No. 22 大分類A管理的職業従事者と大分類Eサービス職業従事者（小分類 401「飲食店主・店長」及び小分類 402「旅館主・支配人」の位置付けの検討】

- 2つの職にまたがる場合の職業決定方法について検討することが重要になっている。この場合、働く場所が違う副業と、同じ職場内で性格の異なる仕事を同時に行っている場合、店長のようなケースと様々あるが、最後の場合にはどうするのか現状では扱いが非常に難しい。財・サービスの生産に直接関わるものを優先するとしたら、大分類A管理的職業従事者の数が大幅に減ってしまうことになるので、非常に疑問に思っている。それは国際標準と合っているのか確認したい。
- I S C O-08 では、小売店の店長について、「管理運営業務が遂行される仕事の主要な要素を構成しているのが明らかな場合に限り、管理職に分類する」とある。悩ましいのは、管理運営業務が遂行される仕事の主要な要素を構成しているという場合に、判断目安となる割合が曖昧であるということ。現行の日本標準職業分類であれば、「時間」を使うことになるのかと思う。
- 一般原則において、研究所長、診療所長など組織の長であっても、大分類A管理的職業従事者ではなく、大分類B専門的・技術的職業従事者に該当するというイレギュラーの取扱いがされているが、その根拠がよく分からない。
- 詳細は確認出来ていないが、専門的・技術的職業を優先するような考えで(4)ウを例示していると考えたのではないか。

- 1つの仕事の決定方法で、兼務の場合は「時間」だが、副業の場合には「報酬」で判断するとしている。昔は副業でも時間で判断していたと思うか、判断基準が複雑なので、そのあたりも併せて考えなければいけないと思う。
- 前回改定時の議論を確認すると、時間単価が高い方が優先される職業ではないかという議論があった。結果、現行の第4項職業の決定方法(2)では「報酬」を優先する基準とした。
- 財・サービスを直接生産する職業の場合にはそちらを優先するという考え方はISCO-08とは違うのか。
- ISCO-08の場合は、スキルレベルの高いものを採用する。それで判断できない場合には、財・サービスを直接生産する職業を優先するという考え方になっている。
- この話は、一般原則第4項に関連する話だが、分類の設定と適用どちらの問題なのか。
- 本件は飲食店長等の分類を設定する際にどのような場合に大分類A管理的職業従事者とする可能性があるのか、という議論であるため設定の問題という認識であるが、変更を加えた場合に適用面で何か懸念がないかということも含めて幅広に議論をお願いしたい。
- 一般原則第4項では「この場合には、このように職業を決定する」という結論しか書かれておらず、なぜこのような決定方法にしたのか、という背景が書かれていない。おそらく付加価値への貢献度が大きいものを採用するというのが原則なのだろうと思う。しかしながら、客観的に付加価値を計ることがほとんど出来ないので、まず「就業時間」で判断し、それが難しい場合には現場での仕事を優先するというようにしているのだと思う。設定の際にはそれで良いが、適用の際にはそれで良いのか更に議論が必要ではないか。
- 職業が並列して記入された場合は、まさに一般原則第4項にのっとって分類しているため、よくご議論いただきたい。今の基準であれば、就業時間が分からず、管理と実務を両方行っている方で時間も価値も分からなければ、実務の方を採用するという事になっている。一方で「プレイングマネージャー」といった職業名に着目し、一般原則に従った上で、「プレイングマネージャー」は管理職に分類するといった例示がされていれば、これに沿って分類することになる。

### (3) その他

事務局から、資料3に基づいて職業分類改定研究会の今後の予定について説明が

行われた。次回は、令和6年12月16日(月)に開催予定。

以上

令和6年12月20日 一部修正